奈良労働局発表 平成23年9月7日

奈良労働局

担

当

総務部企画室

Tel 0742-32-0202

企 画 室 長 越智 隆司 室 長 補 佐 木田 浩平 労働基準部監督課

Tel 0742-32-0204

監督課長 若林 和也 監察監督官 矢倉 弘一

職業安定部職業安定課 La 0742-32-0208

職業安定課長 本田 豊明 課 長 補 佐 仙波 俊和

「平成23年9月台風12号」による災害救助法の適用に 係る当面の緊急雇用対策等について

このたびの台風による災害が、平成23年9月2日に災害救助法が適用されたことに伴って、奈良労働局では、被災された事業場、労働者、求職者の方々等に対し、当面の緊急雇用対策等を下記のとおり実施します。

記

- 1 来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱い 別紙1をご覧ください。
- 2 災害時における求職者給付の支給に関する特例措置 別紙1をご覧ください。
- 3 特別相談窓口の設置

別紙2をご覧ください。

奈良県知事が災害救助法に基づき適用地域に指定した次の地域を管轄する桜井・大淀 労働基準監督署、桜井・下市ハローワークに設置。

適用地域 五條市、宇陀郡御杖村

吉野郡(吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、 東吉野村)

特別相談窓口では、例えば次のような相談を総合的に受け付けます。

- ① 台風の影響により被災した事業場における雇用維持等に関すること
- ② 台風の影響により被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関すること
- ③ 台風の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること
- ④ 台風の影響に関連した賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること
- ⑤ 台風の影響により事業が停止した事業場の労働保険料の申告・納付に関すること
- ⑥ その他台風の影響に関連した労働・雇用面の各種相談

# 災害時における雇用保険失業給付の特別措置について

平成23年9月2日、台風12号による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、奈良労働局では、雇用保険の失業給付の支給に関して、以下の特別措置等を設けました。

# 【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための 失業の認定日の取扱いについて】

雇用保険失業給付を受給している方が、台風の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出下さい。

### 【災害救助法適用時における支援策について】

○災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

#### 1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

#### 2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村(**注①**) に所在する事業所に雇用される方(**注②**) で、 事業所が災害を受け、やむを得ず休業(**注③**) することとなったため、一時的に離職を余 儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

(注①:現在、災害救助法の適用をうけた市町村は、五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡(吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村)です。)

(注②:雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

(注③:災害により直接被害を受け休廃止した場合が対象となります。)

#### 3 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、 雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通 算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

#### 問い合わせ先

この制度内容は手続きなど詳しいことは、お近くのハローワークまたは奈良労働局職業 安定課にお問合せ下さい。

#### 奈良労働局職業安定課

Tel 0742 - 32 - 0208

### 特別労働相談窓口一覧

# 労働基準監督署

監督署名	所 在 地	電話番号	管 轄
桜井	〒633-0062		宇陀郡御杖村
	桜井市粟殿1012	0744-42-6901	吉野郡東吉野村
大淀	〒638-0821		五條市
	吉野郡大淀町下渕364-1	0747-52-0261	吉野郡(吉野町、下
			市町、黒滝村、天川
			村、野迫川村、十津
			川村、川上村)

### 公共職業安定所

安定所名	所 在 地	電話番号	管 轄
桜井	〒633-0007		宇陀郡御杖村
	桜井市外山285-4-5	0744-45-0112	吉野郡東吉野村
下市	〒638-0041		五條市
	吉野郡下市町大字下市2772-1	0747-52-3867	吉野郡(吉野町、下
			市町、黒滝村、天川
			村、野迫川村、十津
			川村、川上村)

# 奈良労働局

	所 在 地	電話番号
企画室	〒630-8570	
	奈良市法蓮町387	0742-32-0202
	奈良第3地方合同庁舎	